

○上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年11月11日

規則第45号

改正 平成26年3月7日規則第6号

平成27年3月31日規則第21号

平成29年3月29日規則第26号

(趣旨)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し

(2) 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出した建築物で、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた場合 当該通知書又はその写し

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

(5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。)の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

(6) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

(平26規則6・平27規則21・一部改正)

(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令別記様式第5の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容が分かる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更該当していると認める場合には、軽微変更該当証明書(第2号様式)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、申請取下げ書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第5条 法第55条第1項に規定する認定建築主(次条において「認定建築主」という。)は、法第56条に規定する低炭素建築物の新築等(以下「低炭素建築物の新築等」という。)の状況について、同条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

(1) 低炭素建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書(第4号様式)

(2) 前号に掲げる場合以外で報告を求められた場合 状況報告書(第5号様式)

(取りやめる旨の申出)

第6条 低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出をしようとする認定建築主は、取りやめ申出書(第6号様式)に省令第43条第1項の規定による通知に係る書面(法第55条第1項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第46条において読み替えて準用する省令第43条第1項の規定による通知に係る書面)を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第6号)

この規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律(平成25年法律第25号)の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。

附 則(平成27年規則第21号)

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)の施行の日(平成27年6月1日)から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。